

令和5年5月30日

保護者様

赤穂市立坂越小学校
校長 小野 晴也

学校感染症に係る出席停止後の登校許可証明書の取扱いについて

陽春の候、保護者の皆様にはますますご健勝のことと存じます。

平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきましては、これまでも厚生労働省、文部科学省ともに廃止の方向性が示されております。赤穂市立小中学校におきましても、赤穂市医師会との検討の結果、日本学校保健会の示す「出席停止の基準」をお守りいただいた上で、**学校感染症にかかる出席停止後の登校再開時に「登校許可証明書」の提出を不要とすること**といたしました。

従いまして、主治医の指示のもと、各家庭でお子様の様子を十分観察いただき、感染症からの回復後、登校させていただきますようお願いいたします。

記

留意事項

- 1 お子様の体調不良や感染症が疑われるときは、登校を見合わせ、必ず医療機関を受診してください。受診後は学校と体調等の情報共有を図るため、必ず学校にご連絡をお願いします。
- 2 感染症と診断された場合は、主治医の指示に従い、決められた期間は自宅療養してください。また、その期間が終了しても体調が思わしくない場合は、その旨学校にご連絡ください。
- 3 主治医の指示による自宅療養期間については、欠席とはせず、出席停止の取扱いとします。なお、上記のとおり、登校再開の際には「登校許可証明書」等の提出は不要となります。
- 4 裏面の学校感染症と出席停止の基準一覧（参考：「学校において予防すべき感染症の解説」）をご確認いただき、医師の診断結果を学校にお知らせいただく際の参考としてください。
※新型コロナウイルス感染症は発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでとされています。